



条例改正新旧対照表

令和6年6月4日

丹波篠山市

目 次

議案第 3 6 号	丹波篠山市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例	1
議案第 3 7 号	丹波篠山市附属機関設置条例の一部を改正する条例	3
	丹波篠山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（附則第 2 項関係）	3
議案第 3 8 号	丹波篠山市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	4
議案第 3 9 号	丹波篠山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例	5
議案第 4 0 号	丹波篠山市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	6
議案第 4 1 号	丹波篠山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	7
議案第 4 2 号	兵庫県町議会議員公務災害補償組合規約の変更について	9
議案第 4 3 号	兵庫県市町村職員退職手当組合規約の変更について	10
議案第 4 8 号	兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	11

丹波篠山市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(不均一課税の適用範囲)</p> <p>第2条 法第5条第18項(法第7条第2項の規定において準用する場合も含む。)の規定による法第5条第1項の地域再生計画(同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備事業に関する事項が記載されているものに限る。)の公示の日(平成27年8月10日以後最初に公示された日に限る。以下「公示日」という。)から令和6年3月31日までの期間内に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第4項に規定する事業者であって、当該認定を受けた日から同日以後3年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取消しをされた日の前日まで)の間に、法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設の用に供する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号までに掲げるもの又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。)を新設し、又は増設した者(所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第40号又は法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第37号に規定する青色申告書を提出する個人又は法人に限る。)について、当該減価償却資産である建物又は構築物及び機械装置並びに当該建物又は構築物の敷地である土地(公示日以降に取得したものに限</p>	<p>(不均一課税の適用範囲)</p> <p>第2条 法第5条第18項(法第7条第2項の規定において準用する場合も含む。)の規定による法第5条第1項の地域再生計画(同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備事業に関する事項が記載されているものに限る。)の公示の日(平成27年8月10日以後最初に公示された日に限る。以下「公示日」という。)から令和8年3月31日までの期間内に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第4項に規定する事業者であって、当該認定を受けた日から同日以後3年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取消しをされた日の前日まで)の間に、法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設の用に供する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号までに掲げるもの又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。)を新設し、又は増設した者(所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第40号又は法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第37号に規定する青色申告書を提出する個人又は法人に限る。)について、当該減価償却資産である建物又は構築物及び機械装置並びに当該建物又は構築物の敷地である土地(公示日以降に取得したものに限</p>

り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該建物又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。) に対して課する固定資産税について、操業を開始した日以後最初の1月1日を賦課期日とする年度から3年度分について適用する。

り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該建物又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。) に対して課する固定資産税について、操業を開始した日以後最初の1月1日を賦課期日とする年度から3年度分について適用する。

丹波篠山市附属機関設置条例新旧対照表

現行			改正案		
別表（第1条関係）			別表（第1条関係）		
執行機関	附属機関	担当事務	執行機関	附属機関	担当事務
市長	篠山再生計画推進委員会	篠山再生計画（行財政改革編）の推進についての審議	市長	丹波篠山市財政持続的発展計画推進委員会	丹波篠山市財政持続的発展計画の推進についての審議
	(略)	(略)		(略)	(略)

丹波篠山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表（附則第2項関係）

現行			改正案		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
区分		報酬の額	区分		報酬の額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
篠山再生計画推進委員会	学識経験者 その他の委員	日額 30,000円以内 日額 4,000円	財政持続的発展計画推進委員会	学識経験者 その他の委員	日額 30,000円以内 日額 4,000円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

丹波篠山市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(課税免除)</p> <p>第2条 市長は、法第2条第2項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和6年3月31日までの間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第4項の表の第1号の中欄又は第45条第3項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第4項の表の第1号の下欄又は第45条第3項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項第1号に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。）をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について課税免除をすることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(課税免除)</p> <p>第2条 市長は、法第2条第2項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和8年3月31日までの間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第4項の表の第1号の中欄又は第45条第3項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第4項の表の第1号の下欄又は第45条第3項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項第1号に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。）をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について課税免除をすることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>

丹波篠山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例新旧対照表

現行				改正案			
別表第3（第10条関係） 産業廃棄物処理手数料				別表第3（第10条関係） 産業廃棄物処理手数料			
種別	取扱区分	手数料	備考	種別	取扱区分	手数料	備考
産業廃棄物（市の処理施設へ自ら搬入する場合に限る。）	コンクリート破片等埋立物	10キログラムにつき 150円	10キログラム未満の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入する。	産業廃棄物（市の処理施設へ自ら搬入する場合に限る。）	動植物性残渣	10キログラムにつき 200円	10キログラム未満の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入する。
	廃プラスチック類 医療系感染性廃棄物	10キログラムにつき 250円				廃プラスチック類 医療系感染性廃棄物	

丹波篠山市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(設置)</p> <p>第1条 心身の発達に支援を必要とする児童に対し日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練を行うことにより、児童の健全な発育の促進を図るため、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。) <u>第43条第1号</u>に規定する児童発達支援センター(以下「センター」という。)を設置する。</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>法第6条の2の2第4項</u>に規定する放課後等デイサービスを行うこと。</p> <p>(3) <u>法第6条の2の2第6項</u>に規定する保育所等訪問支援を行うこと。</p> <p>(4)・(5) (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 心身の発達に支援を必要とする児童に対し日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練を行うことにより、児童の健全な発育の促進を図るため、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。) <u>第43条</u>に規定する児童発達支援センター(以下「センター」という。)を設置する。</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>法第6条の2の2第3項</u>に規定する放課後等デイサービスを行うこと。</p> <p>(3) <u>法第6条の2の2第5項</u>に規定する保育所等訪問支援を行うこと。</p> <p>(4)・(5) (略)</p>

丹波篠山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(職員)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>20人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p>	<p>(職員)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>15人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p>
<p>3 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>20人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p>	<p>3 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>15人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p>

3 (略)

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 (略)

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条 (略)

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 (略)

3 (略)

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね15人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 (略)

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条 (略)

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね15人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 (略)

兵庫県町議会議員公務災害補償組規約新旧対照表

現行	改正案
<p>(町議会議員等の範囲)</p> <p>第3条の2 前条に規定する町議会議員等は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 町の議会議員</p> <p>(2) <u>市の議会議員（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市、同法第252条の22第1項の中核市又は同法第252条の26の3第1項の特例市の議会議員を除く。）</u></p> <p>(事務所の位置)</p> <p>第4条 組合の事務所は、<u>神戸市中央区下山手通4丁目16番3号</u>に置く。</p>	<p>(町議会議員等の範囲)</p> <p>第3条の2 前条に規定する町議会議員等は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 町の議会議員</p> <p>(2) <u>2以上の町の区域の全部又は一部をもって市を置いた場合における当該市の議会議員</u></p> <p>(事務所の位置)</p> <p>第4条 組合の事務所は、<u>神戸市中央区東川崎町1丁目3番3号</u>に置く。</p>

兵庫県市町村職員退職手当組合同約新旧対照表

現行	改正案
<p>(組合の事務所の位置)</p> <p>第4条 組合の事務所は、<u>神戸市中央区下山手通4丁目16番3号、兵庫県民会館内に置く。</u></p>	<p>(組合の事務所の位置)</p> <p>第4条 組合の事務所は、<u>兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目3番3号、神戸ハーバーランドセンタービル内に置く。</u></p>

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約新旧対照表

現行	改正案
<p>(広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）<u>に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、当該事務のうち、別表第1に定める事務は、関係市町が処理する。</u></p> <p>(1) <u>被保険者の資格の管理に関する事務</u></p> <p>(2) <u>医療給付に関する事務</u></p> <p>(3) <u>保険料の賦課に関する事務</u></p> <p>(4) <u>保健事業に関する事務</u></p> <p>(5) <u>その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務</u></p> <p>(広域連合の経費の支弁の方法)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 前項第1号に規定する関係市町の負担金の額は、<u>別表第2の規定に基づき、広域連合の予算において定めるものとする。</u></p> <p><u>別表第1（第4条関係）</u></p> <p>(1) <u>被保険者の資格の管理に関する申請及び届出の受付</u></p> <p>(2) <u>被保険者証及び被保険者資格証明書の引渡し</u></p> <p>(3) <u>被保険者証及び被保険者資格証明書の返還の受付</u></p> <p>(4) <u>医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し</u></p> <p>(5) <u>保険料に関する申請の受付</u></p> <p>(6) <u>前各号に掲げる事務に付随する事務</u></p> <p><u>別表第2（第17条関係）</u> (略)</p>	<p>(広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）<u>及び高齢者医療確保法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する事務を処理する。</u></p> <p>(広域連合の経費の支弁の方法)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 前項第1号に規定する関係市町の負担金の額は、<u>別表の規定に基づき、広域連合の予算において定めるものとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>別表（第17条関係）</u> (略)</p>